

虐待防止のための指針

(運営基準省令第 192 条で準用する第 37 条の 2 の規定に基づく虐待防止のための指針)

株式会社らいふアシスト
らいふアシスト・泉ヶ森

1. 虐待防止の理念・方針

らいふアシスト・泉ヶ森は、「生活の場」であり、「入居者のその人らしい暮らしの支援」をビジョンの 1 つに掲げています。人としての尊厳を損なう虐待行為は禁止であり、いかなる場合も認められません。これは、法令にも定められており、「虐待＝尊厳の侵害」という認識のもと、虐待を絶対に許さない姿勢を貫いてまいります。

また、虐待を起こさない環境づくりのために、入居者の抱えている困りごとに寄り添い解消のサポートができる専門性や、入居者をケアする職員自身の心身のケアについて、教育研修を行います。

虐待に該当する具体的な行為

※「高齢者虐待防止法」により下記の通り、整理されています。

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加える行為。
- (2) 放棄・放任：高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る行為。
(ナースコールを手の届かないところに置く、同僚の虐待行為を放置する等)
- (3) 心理的虐待：高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行う行為。
(子ども扱いした呼称で呼ぶ、ナースコールを無視する、など)
- (4) 性的虐待：高齢者との合意のない性的な行為やわいせつな行為の強要。
- (5) 経済的虐待：高齢者の金銭を無断で使用したり、金銭の使用を理由なく制限する行為

(1) 虐待防止に取り組む姿勢

- ① 虐待防止に関する取組みは、施設長を中心として、全職員・多職種連携で取り組みます。ケアに悩むことがあれば、一人で抱え込まず、他の職員、介護リーダー、他の職種、施設長、必要に応じて、主治医、本社等に相談します。
- ② 虐待の芽を摘むため、多職種の視点から入居者のアセスメントに取り組み、入居者自身、入居者の言動の背景を理解して、その人らしい暮らしを支援するケアプランを策定・実行します。
- ③ 入居者や家族、職員が 1 人でも、「入居者の尊厳を損ねている」と感じられるサービスは、発見者が施設長に虐待(疑い)として即時報告します。
- ④ 施設長に直接的に本人が伝えたくないケースを想定し、内部通報の連絡先(施設長と同格以上の者)を用意しておきます。

2. 虐待防止のための体制

- (1) 虐待防止委員会(運営基準省令第 192 条で準用する第 37 条の規定に基づく虐待防止のための対策を検討する委員会)を設置し、年に 2 回以上開催します。
- (2) 虐待防止委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 虐待防止委員会は、施設長、生活相談員、計画作成担当者、看護職員、介護リーダー等で構成します。必要に応じて、本社職員や主治医の助言を仰ぎます。
- (4) 虐待防止委員会の構成メンバーの責務及び役割分担は、以下の通りとします。

責務・役割分担	担当者
虐待防止委員会の責任者	ケア全般の責任者である施設長
虐待防止対応策の担当者	各館リーダー
虐待発生時のケアプランの見直しや入居者・保証人に対する説明	計画作成担当者 生活相談員
医療的ケアに関する検討・助言	看護職員
第三者・専門家	必要に応じて、協力医療機関の医師、本社職員等

- (5) 虐待防止委員会の構成メンバーの責務及び役割分担は、以下の通りとします。

- ① 虐待防止検討委員会その他介護付きホーム内の組織に関すること

- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等が発生した場合に職員が相談・報告できる体制の整備に関すること
 - ⑤ 従業員者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法その他の介護付きホームにおいてとるべき対応方法に関すること
 - ⑥ 虐待防止対応策の担当者からの報告(前回委員会の議事録及び虐待(疑い)再発防止に向けての経過観察記録)に関すること
 - ⑦ 報告された事例について、虐待(疑い)の発生原因、結果等を分析し、そこから得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑧ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること。
- (6)虐待防止委員会の結果は、全職員に議事録を交付または回覧するなどして周知徹底します。

3. 虐待防止のための研修

- (1)虐待防止のため、介護職員およびその他の職員に対する研修を、1年に2回以上行います。
- (2)新規採用時(派遣社員等の入職時を含む。)に、必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3)研修の内容は、以下のとおりとします。
 - ① 虐待防止に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発
 - ② 入居者の抱えている困りごとに寄り添い解消のサポートができる専門性
 - ③ 入居者をケアする職員自身の心身のケア
- (4)研修の実施内容、実施日時、受講者等については、記録を残します。

4. 虐待(疑い)発生時の対応

- (1)虐待(疑い)を見聞きした時の通報義務
虐待と思われる行為や不適切なケアを受けている入居者を発見した時は、一人だけで悩んだり、見て見ぬふりをせず、施設長に報告します。
※高齢者虐待の通報は、高齢者虐待防止法にて全国民に義務付けられています。
介護従事者にとどまらず、家族が虐待(疑い)を行っている場合も同様です。
- (2)対応の流れ
 - ① 施設長は、まず入居者の身体・精神状況を確認し、安全を確保します。
 - ② 施設長は、速やかに会社や上長、保証人、行政にも第1報を報告します。
 - ③ 施設長は、虐待が疑われる職員やそれ以外の職員へ事実の確認をします。
臨時で虐待防止委員会を開催し、原因分析・対応方針を決定します。
 - ④ 関係者へ最終的な報告を行います。

5. 虐待(疑い)に関する相談・報告

- (1)虐待等が発生した場合の相談体制は、本指針2.(2)に準じます。
- (2)虐待等が発生した場合の報告体制は、本指針4.(2)に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1)入居者の判断能力が十分でなく、親族その他から虐待を受けていると推察された場合、担当区市町村とも連携のうえ、入居者の権利擁護に努めます。
- (2)必要に応じて、家庭裁判所が、申立てに基づき本人の後見人等を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援します。後見人等は、本人に代わり財産管理や身上監護を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1)重要事項説明書に記載された苦情受付窓口・対応方法に準じます。
- (2)特に虐待に関する内容が報告された場合、虐待防止委員会の議題とします。

8. 入居者等による本指針の閲覧

本指針は、入居者及び保証人が閲覧できるようにホームページ等に掲載します。

附則

本指針は 2024 年 4 月 1 日より施行する。